

一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会定款第8条の規定に基づき、一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会会費徴収規程を次のように定める。

一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会会費徴収規程

(入会金)

第1条 入会金は、会員の種別を問わず一律 10,000 円とする。

2 入会金の納入確認をもって、会員としての効力を発するものとする。

3 前二項の規定は、特別会員には適用しない。

(会 費)

第2条 通常会費は、これを平等割会費と職員数割会費、並びに地域活動会費に区分する。

2 平等割会費は、正会員に対し年額 240,000 円、法人・団体賛助会員に対し年額 180,000 円、及び個人賛助会員に対し年額 10,000 円を賦課するものとする。

3 前項に定めるほか、法人の正会員については、別に定める基準に基づき算定された職員数割会費を賦課するものとする。

4 前項の職員数割会費の算定に用いる職員数は本協会に毎年度報告された職員名簿のうち、ランドスケープコンサルタンツ業務に携わる部署（以下「ランドスケープ部門」という。）の技術職員数を基準とする。ただし、ランドスケープ部門が他の部署と区分されていない場合においては、別途協議の上、理事会の議決を経て、これを決定するものとする。

5 前項に規定する職員数の基準日は、直近1月1日現在の在籍数によるものとする。

6 地域活動会費額は、別に定める金額とする。

(職員数の下限)

第3条 前条第4項に基づく職員数が10名未満の会員については、職員数割を免除するものとする。

(納入期日)

第4条 第2条の通常会費は、毎年当該年度分を6月末までに納入しなければならない。ただし、会長が必要と認めたときは、これを分納することができる。

(特別会費)

第5条 特別会費の額及び納入期日は、理事会の議決を経て、これを決定するものとする。

(年度途中入会会費)

第6条 年度途中の入会者に対する会費の徴収は、4月から9月までの入会者は年額、これを超えた入会者については月割り計算とし、入会の月分から徴収する。

附 則

1. この規程は、社団法人日本造園コンサルタンツ協会設立許可のあった日から施行する。

1. この規程は、昭和63年4月1日から施行する。（昭和63年5月24日総会議決）

1. この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。(平成 12 年 5 月 26 日総会議決)
ただし、算定基準については、平成 13 年度会費徴収より適用する。
1. この規程は、平成 13 年 5 月 15 日から施行する。(平成 13 年 5 月 15 日総会議決)
1. この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。(平成 17 年 5 月 20 日総会議決)
1. この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。(平成 22 年 5 月 26 日総会議決)
1. この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。(平成 25 年 5 月 30 日総会議決)
1. この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。(令和 2 年 5 月 29 日総会議決)

別 記

(第 2 条関係)

平等割会費額 (年額)

正会員	法人・団体賛助会員	個人賛助会員
240,000 円	180,000 円	10,000 円

職員数割会費算定基準

職 員 数	会 費 (年額)
10 名未満	0 円
10 名を超えるもの	2,500 円/人

地域活動会費額 (年額)

該当地域	会 費 (年額)	
	正会員	賛助会員
北海道支部	20,000 円	20,000 円
東北支部	20,000 円	20,000 円
関東支部	20,000 円	20,000 円
中部支部	50,000 円	50,000 円
関西支部	30,000 円	50,000 円
九州支部	27,500 円	27,500 円

以 上